

奈良県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例及び奈良県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年十月十五日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第十一号

奈良県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例及び奈良県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

（奈良県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第一条 奈良県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成二十四年十二月奈良県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第四十六条第五項中「第二号から第八号までの」を「次に掲げる」に改め、同項第一号中「規定する耐火建築物」の下に「（以下この号において「耐火建築物」という。）」を、「除く。」の下に「（保育室等を三階以上に設ける建物にあつては、耐火建築物）」を加える。

（奈良県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第二条 奈良県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する条例（平成二十六年十月奈良県条例第二十五号）の一部を次のように改正する。

第六条第三項ただし書中「において準用する」を「において読み替えて準用する」に、「第四十六条第五項第二号から第八号まで」を「第四十六条第五項各号」に改める。

第十三条第一項の表第四十六条第五項第一号の項中「耐火建築物又は」を「耐火建築物（以下この号において「耐火建築物」という。）又は」に改め、「除く。」の下に「（保育室等を三階以上に設ける建物にあつては、耐火建築物）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。